

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会

令和 7 年 12 月 10 日(水曜日)

12:45～14:45

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

5 大阪府学校教育審議会支援教育部会が開かれ、「今後の府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」が議論されています。既存の学校・寄宿舎を存続させ、さらに充実させてください。学科の再編などを検討する場合は、当該の学校・教職員及び当事者・保護者の意見を踏まえ、充実させる方向ですすめてください。

（回答）

○ 大阪府学校教育審議会支援教育部会は、視覚又は聴覚の障がい教育や就労・生活を専門分野とする有識者を構成委員として、「在籍者数が減少する中での府立視覚支援学校、聴覚支援学校の役割と機能のあり方について」や、「今後の府立視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア発達を促す教育の充実等について」について、関係規定に基づき、視覚障がい、聴覚障がいのある児童生徒等をとりまく現状と課題を踏まえた今後のあり方についてご審議をお願いしているものです。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

13 2022年4月27日文科省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」以降の特別支援学級の削減を改め、障害児教育を受ける権利の保障に必要な特別支援学級の増設を行ってください。

③ 学びの場の決定にあたっては、子どもの障害の状況や保護者の願いを十分に考慮し、それぞれの必要に応じた判断をするよう、市町村にはたらきかけてください。強引な学びの場の変更や強硬な手続き的合意により、保護者や子どもが不安や不利益を被ることがないようにしてください。万が一、こうした事態が起こった際には、市町村向けに通知を発出した府教委の責任で事態の収拾にあたってください。

（回答）

○ 学びの場の決定や変更にあたっては、本人・保護者と十分に話し合い、合意形成を丁寧に行なながら、障がいの状況や心身の発達に応じた学びの場を判断するよう市町村教育委員会に指導助言しています。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

<教育>

15 障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、支援学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

② 在籍者が一人でも障害種別で支援学級を設置することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行ってください。

（回答）

○ 支援学級の設置につきましては、学校教育法第81条の趣旨及び公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に則り、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じて学級編制を行う観点から、今後とも市町村教育委員会と連携し、一人ひとりの子どもの障がいの状況に応じた適切な学級設置の促進に努めてまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

16 発達障害のある子どもの増加や個々の特別な教育的ニーズに応じた支援・指導へのニーズの高まりを踏まえ、通級指導教室の整備・拡充を進めてください。

① 通級指導教室を全ての小中学校に設置してください。設置に当たっては、特別支援学級の削減を意図するようなことがないよう厳に注意してください。

（回答）

- LD、ADHD 等の支援の必要な児童・生徒の状況をふまえ、大阪府では、通級による指導が必要な児童生徒が在籍校において指導を受けることができるよう通級指導担当教員の増員に努めてきました。
- 令和7年度は、政令市を除く小・中・義務教育学校合わせて 1,097 名の通級指導担当教員を配置し、また、府立聴覚支援学校の3校に通級指導教室を開設しています。
- 市町村教育委員会に対しては、子ども一人ひとりの障がいの状況等を丁寧に把握するとともに、本人及び保護者の意向も確認しながら、子どもにとっての適切な学びの場を提供するよう伝えています。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

16 発達障害のある子どもの増加や個々の特別な教育的ニーズに応じた支援・指導へのニーズの高まりを踏まえ、通級指導教室の整備・拡充を進めてください。

② 通級指導を受ける子どもが少数の場合でも通級指導教室の設置を行うようにしてください。

（回答）

○ 通級による指導を必要とする児童生徒が適切に指導を受けることができるよう、市町村教育委員会と連携し、通級による指導を受ける児童生徒数に応じた担当教員数の配当に努めてきたところです。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

- 17 障害児教育・特別支援教育の専門性や継続性を尊重してください。
- ① 支援学校・支援学級・通級指導教室・通常の学級、どこで学んでいても、その子に必要な教育課程・教育条件を保障してください。また、支援学級担任、通級指導教室担当教員の専門性向上を図ってください。

（回答）

- 府教育庁においては、小・中学校の支援教育の充実を図るため、障がい種別による支援学級の設置をすすめ、政令市を除き、今年度は4,597学級の設置を行ったところです。通級による指導担当教員については、政令市を除き、昨年度に比べ193名増員し、今年度は小・中・義務教育学校合わせて1,097名を配置しています。
- 支援学級はもとより、通級指導教室、通常の学級における指導・支援の充実につきましては、今後とも市町村教育委員会と協力しながら、小・中学校における校内支援体制の整備や個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用及び指導方法の工夫改善等を図るとともに、条件整備に向け、市町村への財政的支援が一層充実されるよう、国に対して引き続き要望していきます。
- 担当教員の専門性については、大阪府教育センターによる研修の他、支援学校のセンター的機能を活用した地域支援整備事業によるリーディングスタッフによる指導支援や各市町村におけるリーディングチームの巡回等により、その向上を図っています。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

18 すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・支援学級・通級指導教室の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

① 小中学校の通常学級を20人以下の学級にするとともに、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

（回答）

- 支援学級はもとより、LD、ADHD等のある児童生徒を含め通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の指導については、学級担任まかせにすることなく、学校全体で行うための校内体制づくり、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用、指導方法等の工夫改善、さらに学校外からの支援のあり方や教育条件の整備等を進めていく必要があると考えています。
- 平成19年度から、国において、介助員を含めた特別支援教育支援員の配置について、市町村に対し、地方交付税による財政措置がなされています。多くの市町村においてそれらを活用し、特別支援教育支援員を配置しています。
- 今後とも、府教育庁としては、市町村教育委員会と協力しながら、小・中学校における校内支援体制の整備を図るとともに、特別支援教育支援員を配置する市町村への支援にあたり、必要となる財源を確保するよう、国に対しては引き続き要望してまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

18 すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・支援学級・通級指導教室の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

① 小中学校の通常学級を20人以下の学級にするとともに、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

（回答）

○ 国は、義務教育標準法を改正し、小学校については全学年において学級編制の標準を35人に引き下げました。また、中学校においても、令和8年度から35人学級へ引き下げると示しています。

府教育庁としては、35人学級が未実施の学年については、国加配を活用して「少人数習熟度別指導」か「35人学級編制」かを、市町村が実情に合わせて選択できる取組みを、今後も継続します。

○ 発達障がいのある児童・生徒を含むすべての子どもにとって、「わかる・できる」授業づくり・学級集団づくりを行うため、平成25年度より2年間、「通常の学級における発達障がい等支援事業」を実施し、効果的な指導方法等の実践研究を進めてまいりました。

○ その実践研究をとりまとめ、府ウェブページに掲載しております。

○ また、毎年度教職員を対象とした障がい理解に係る研修会を実施しております。

（回答部局課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

- 18 すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・支援学級・通級指導教室の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。
- ③ 特別支援教育コーディネーターを専任配置し、保護者の教育相談や療育等との連携をさらに充実できるようにしてください。

（回答）

- 全ての市町村の小・中学校において、校内委員会が設置されるとともに、支援教育コーディネーターが指名され、校務分掌に位置づけられています。
- 府教育庁としましては、支援教育コーディネーターが定数措置されるよう国に対して要望しているところです。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

18 すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、支援学校・支援学級・通級指導教室の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

④ 特別支援学級や通級指導室を利用しない、不登校や特別な支援の必要な児童・生徒の居場所となるよう教室を整備し、専任で対応できる教員を配置してください。

（回答）

- 不登校やその兆しのある子どもへの対応として、令和5年度から不登校等対策支援事業を実施し、令和7年度は、「校内教育支援ルーム」を設置する府内小学校159校、中学校94校に支援人材を配置する補助等を市町村に対して行っています。
- 様々な要因が絡む不登校の対応について、「校内教育支援ルーム」を支援の核とし、スクールカウンセラー等専門家との連携、ICT機器を活用するなど、個々の児童生徒の状況に応じた学習面・生活面等における多様な支援を進めているところです。
- 教員の配置については、府における教育課題の状況等を踏まえ、国の措置する定数を重点的かつ効果的に配置する中で、適切に対応しているところです。
- 今後とも、国への働きかけやその動きを注視していくとともに、児童・生徒数の動向、教育課題への対応等を踏まえながら、効果的な配置に努めてまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 教育振興室 支援教育課

教育庁 教職員室 教職員人事課

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜教育＞

19 ろう児童等が在学する学校による手話習得機会確保促進の観点から、単に学級数や児童生徒数の把握にとどまるものではなく意思疎通のための手段について手話言語を選択した児童等が在学するか、またその数についてまで把握し結果を報告してください。

（回答）

- 府立学校に在籍する聴覚に障がいのある幼児児童生徒については、本人の障がいの状況や教育的やニーズに応じ、適切に指導・支援を行っております。
- 市町村立小・中・義務教育学校に在籍する聴覚に障がいのある児童生徒の指導・支援については、難聴支援学級はもとより、通級指導教室、通常の学級において適切に指導・支援されているものと認識しております。引き続き、市町村教育委員会と連携し、指導・支援の充実に努めてまいります。

（回答部局室課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課
教育庁 教育振興室 高校改革課

回 答

団体名 (障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】)

(要望項目)

<放課後保障>

- 21 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトを大阪府においても促進し、家族と府立学校や各市町村の学校と事業所との連携が図れるようにしてください。
- ③ 送迎を円滑に行えるように、下校時間や行事について細やかに情報交換が行えるようにしてください。災害による緊急時への対応や送迎の行き違いによる事故防止のためにも、事業所への情報のメール配信を市町村立の各校でも行えるようにしてください
- ④ 先生との懇談や学校と事業所間での連絡の取り方（メール配信等）、情報共有等の対応にはばらつきがあります。各校と連携がスムーズに図れるようにしてください。

(回答)

- 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等と府立学校、市町村立学校との連携を図るため、文部科学省および厚生労働省による通知「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」及び「教育と福祉の一層の連携等の推進について」を府立学校、市町村教育委員会に周知しております。
- 各校においては、幼児児童生徒の適切な支援のため、必要な情報共有等について保護者同意のもと、事業所等と引き続き連携を図ってまいります。
- 府立高校においては、不登校生徒について、多岐にわたる不登校の原因・背景や、一人ひとりの状況を適切にアセスメントし、個々に応じたグラデーションのある学びを提供するよう努めています。引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材と連携・協働した「チーム学校」による支援体制を充実させてまいります。
- また、府教育庁では、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを市町村が主体的に雇用できるよう、政令市・中核市を除く各市町村に補助を行っています。各校においては、スクールソーシャルワーカー等の専門家と協働しながら支援方針を検討し、子ども一人ひとりに合った支援につなげができるよう進めているところです。
- 府立支援学校においては、幼児児童生徒の実態に応じ、登校にどのよう

な不安や悩みを抱えているのか丁寧にアセスメントを行い、個別に対応しております。

引き続き保護者及び関係機関と連携を図り、適切に対応してまいります。

- 府立学校では、普段から保護者への連絡は、メール配信サービス等を活用し連絡を行っています。また、ある支援学校では、必要に応じて全事業所にもメール配信を行うなど、スムーズな連携の強化に努めています。
- 今後も、教育と福祉の一層の連携促進に取り組んでまいります。

(回答部局室課名)

21③

教育庁	教育振興室	高校改革課
教育庁	教育振興室	支援教育課
教育庁	市町村教育室	小中学校課
福祉部	障がい福祉室	地域生活支援課

21④

教育庁	教育振興室	高等学校課
教育庁	教育振興室	高校改革課
教育庁	教育振興室	支援教育課
教育庁	市町村教育室	小中学校課
福祉部	障がい福祉室	地域生活支援課

回 答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

（要望項目）

＜障害者総合支援法＞

23. 障害福祉現場では慢性的な働き手不足が続いている、事業継続が困難になっている事業所も増えている現状を早急に改善してください。

③ 本来、介護の質の向上や職員待遇に充てられるべき報酬から、有料の職員紹介業者へ高額な紹介手数料を支払わないと職員が確保出来ません。その為、施設経営が逼迫しています。紹介手数料の上限や返還方法の規制、転職斡旋の禁止などを確実に指導するよう国に働きかけてください。

（回答）

- 有料職業紹介事業者に対する、許可、指導監督については、職業安定法に基づき、厚生労働省が権限を有しております。
- 大阪府労働相談センターでは有料職業紹介に関する労働相談が寄せられた場合は、大阪労働局をご案内し、職業紹介が適切に行われるよう、引き続き、連携を密にしてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課